

受水槽式給水設備から直結給水方式への切替要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚生労働省通知「受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項について（平成17年9月5日付健水発第0905001号）」に基づいて、受水槽式給水設備を直結給水方式に変更する場合に必要な事項を定めるものとする。

(事前確認)

第2条 申込者（委任を受けた指定給水装置工事事業者）は事前に次の各号に掲げる場合に応じ、該当する事項について実施及び確認する。

(1) 更生工事の履歴のない受水槽式給水設備から、直結給水方式に切替える場合

ア 既設配管の材質

- * 「給水装置の構造及び材質の基準」（以下、「構造材質基準」という。）に適合した製品が使用されていることを現場及び図面等にて確認し、申請時に確認図面を提出する。
- * 構造材質基準に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管及び給水用具に取り替える。
- * 埋め込み等により確認が困難な場合は、申請図面に未確認と明記し、製品の取り替え判断は奈良県広域水道企業団企業長（以下、「企業長」という。）が水質試験及び水圧試験の結果により行う。

イ 既設配管の耐圧試験

- * 耐圧試験における水圧は1.75MPaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、企業長が試験水圧を別に指示した場合はその試験水圧とする。

ウ 水質試験

- * 直結給水方式への切替え前において、水道法第20条第3項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者による水質試験を行い、水道法第4条に定める水質基準に適合していることを確認する。
- * 採水方法は、毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち採水するものとする。
- * 採水は企業長の指示する場所で行う。
- * 試験項目は、別表 水質検査項目のとおりとする。ただし、企業長が別途水質検査項目を指示した場合は、その項目についても実施する。

(2) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料、工法及び施工状況が明らかな場合

ア 既設配管の材質

- * ライニングに使用された塗料が構造材質基準に適合した製品である場合は、施工計画書（工法、塗料及び工程表等）及び施工計画に基づく施工報告書（写真添付）並びに塗料の浸出性能基準適合証明書により確認を行う。なお、塗料が第三者認証品である場合は、浸出性能基準適合証明書に代えて認証登録証の写しとすることができる。
- * 上記の書類を申請時に提出する。

イ 既設配管の耐圧試験

- * 耐圧試験における水圧は1.75MPaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないこ

とを確認する。ただし、企業長が試験水压を別に指示した場合はその試験水压とする。

ウ 浸出性能確認の水質試験

- * 適切な施工が行われたことを確認するため、現地にて水道水を毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、水道法第20条第3項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者による水質試験を行い、構造材質基準に基づく浸出等に関する基準に適合していることを確認する。
- * 試験項目は、別表 水質検査項目のほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とする。
- * 採水是企业長の指示する場所で行う。

(3) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料、工法及び施工状況が確認できない場合

ア 既設配管の耐圧試験

- * 耐圧試験における水压は1.75MPaを原則とし、1分間水压を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、企業長が試験水压を別に指示した場合はその試験水压とする。

イ 浸出性能試験

- * ライニングに使用された塗料については、既設給水管の一部をサンプリングし、それを供試体として公的検査機関で構造材質基準に基づく浸出性能試験を行い、浸出等に関する基準に適合していることを確認する。
- * 既設給水管のサンプリングが困難であり、浸出性能試験が実施できない場合は、現地にて水道水を16時間滞留させた水（給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの）を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、水道法第20条第3項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者による水質試験を行い、浸出等に関する基準を満足していることを確認する。この場合において、一度の採水で5Lの水量を確保できない場合は、同じ操作を繰り返し行い、水量を確保する。
- * 水は企業長の指示する場所で行う。
- * 試験項目は、別紙検査項目のほか、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令別表第1の全ての項目を行う。

（給水装置工事の申込み）

第3条 受水槽式給水設備を給水装置に切替える工事は、既に給水の申込みを受け受水槽まで供給している給水装置に接続する工事であることから、改造工事として取り扱う。

2 申込者（委任を受けた指定給水装置工事事業者）は、当該工事に関し次の図書類を入手又は作成し、企業長へ提出する。

図書類	前条第1号 の場合	前条第2 号の場合	前条第3 号の場合
給水装置工事申込書	○	○	○
既設配管の材質確認書（図面及び現場確認）	○		
水質試験成績証明書	○	○	○
塗料の浸出性能基準適合証明書。ただし、第三者認証品の場合は		○	

当該機関の認証登録証の写			
ライニングによる更生工事施工時の施工計画書		○	
同上施工報告書（写真添付）		○	
浸出性能確認の水質試験成績証明書		○	
浸出性能試験成績証明書			○
誓約書（様式1）	○	○	○
その他管理者が指示した図書	○	○	○

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係） 水質検査項目

必須項目検査

番号	項 目	基 準 値
1	一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が100以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	塩化物イオン	200mg/L 以下
4	有機物(全有機炭素 (TOC) の量)	3mg/L 以下
5	pH 値	5.8以上8.6以下
6	味	異常でないこと
7	臭気	異常でないこと
8	色度	5度以下
9	濁度	2度以下
10	残留塩素	

宅内配管材料が銅管、鉛管、銅管、もしくは不明管の場合は、下記項目についても水質検査を行うものとする。

番号	項 目	基 準 値
1	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L 以下
2	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L 以下
3	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L 以下
4	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L 以下
5	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L 以下
6	蒸発残留物	500mg/L 以下

【様式1】

誓 約 書

奈良県広域水道企業団企業長 様

今回の受水槽式給水設備から直結給水方式への切替工事を申し込むに当たり、切替工事後、給水装置の配管または水質等に問題が生じた場合は当方で全責任を負うとともに直ちに配管の取り換え等必要な措置を講じることを誓約致します。

年 月 日

申 請 者（自署又は押印）

住 所

氏 名